

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和6年4月15日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務内容等

- (1) 業務名 令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託
- (2) 事業内容 令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年12月31日（火）まで

2 担当部局

茨城県県民生活環境部環境政策課 生物多様性センター

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2940 FAX 029-301-2948

E-mail tayousei@pref.ibaraki.lg.jp

3 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定するものでないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 国、地方自治体における生物多様性に関わる業務を実施した実績を有する者であること。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

4 プロポーザルの参加申し込みの手続き

(1) プロポーザルへの参加を申し込む者は、別添「令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に掲載されている「プロポーザル参加申込書（様式1）」、「プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式

2)、「類似業務の実績(様式3)」及び「会社の概要(様式6)」を郵送又は電子メールにより、令和6年4月26日(金)午後5時(必着)までに、2 担当部局へ提出すること。

(2) プロポーザルへの参加承認の可否については、令和6年5月2日(木)午後5時までに、審査結果について通知する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

4(2)の審査の結果、参加資格を有する者は、企画提案書等を提出できるものとし、実施要領に基づく書類(プロポーザル提出書(様式5)等)とともに、持参又は郵送等により2担当部局へ提出すること。

(2) 提出期限

令和6年5月10日(金)

※ ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

(3) 開催日

プレゼンテーションの開催日等の詳細については、4(2)の参加資格の審査及び結果通知とともに電子メールにより通知する。

(4) その他

プロポーザルは、1者につき1提案とする

6 委託業者の決定

(1) プロポーザル提出書(様式5)等は環境政策課内に設置する「茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託に係るプロポーザル審査会」において提案内容等を審査し、委託業者を決定し通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) その他 追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。

7 契約の締結

別途定める予定価格の範囲内で、プロポーザルの採用者と随意契約により委託契約を締結する。

8 その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書を作成する。

(3) 提出されたプロポーザル提出書(様式5)については、後日ヒアリングを行うことがある。

(4) 企画提案に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出されたプロポーザル提出書(様式5)は返却しない。

(5) プロポーザル提出書(様式5)等に虚偽の記載をした場合には、無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) その他詳細は実施要領による。